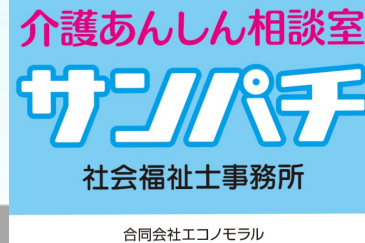


公益財団法人こころすこやか財団「障害者・高齢者・認知症者が安心して暮らせる地域づくり事業」

# 身寄りのない高齢者が 安心して暮らすために



社会福祉士事務所サンパチ  
介護あんしん相談室サンパチ

代表 小泉 紀之

# 社会福祉士事務所サンパチ

---

- 青森県社会福祉士会 ぱあとなあ青森 成年後見人 (後見4件 補佐2件)
- はちのへ市民後見人連絡会 監事
- 青森家庭裁判所 調停委員
- 青森県立学校スクールソーシャルワーカー
- 総合福祉相談支援・LINE無料相談
- 生前事務委任契約・死後事務委任契約
- 他法人理事・介護顧問
- 社会福祉法人 第三者委員
- 福祉サービス第三者評価 評価委員
- 各種講師派遣
- 青森県社会福祉士会三八支部 支部長

参加  
無料

## 社会福祉士に期待される 役割と専門性を考える

～医療と福祉の連携による  
糖尿病患者と家族支援～

講師

**工藤 貴徳** 医師

八戸市立市民病院  
内分泌・糖尿病内科 部長

多様性の現代において、病院の役割は多岐にわたるようになり  
「病院は最初に福祉課題が見つかる場所」とも言われています。

患者さんの病気を診るだけでなく、患者さんであると同時に生活者である本人と、そのご家族の人生を支える医師の、実際の事例を複数聞ける貴重な機会です。生活や人生の支援者は社会福祉士に限りませんので、社会福祉士に限らず、どなたでも参加できます。

開催日

2024年 **02.03** 土

会場

八戸市津波防災センター  
研修室B

時間

**14:30～16:00**

住所

〒031-0071  
八戸市沼館四丁目6番19号

研修は現地参加及びオンライン(ZOOM)で開催致します

懇親会

同日 18:00～ 洋風酒場 佳 (八戸市番町30 野田ビル2F) 会費 5,000円

【参加方法】

参加フォームはこちらです。

<https://x.gd/UlqmL>

右のQRコードからでも可能です。



【ZOOM参加者用】

ミーティングURL: <https://x.gd/hVg8m>

ミーティングID: 891 2318 8676

パスコード: 3838

【お問合せ】 sanpachi007@yahoo.co.jp (支部事務局)

【当日緊急連絡先】 090-7066-3433 (小泉)

お申し込みはこちら  
<https://x.gd/UlqmL>



# 介護あんしん相談室サンパチ(居宅介護支援事業)

- 介護保険法におけるケアマネジメント業務

ケアマネジャー7名 クラーク(事務)1名  
(うち、主任ケアマネジャー3名 社会福祉士3名)

サンパチのホームページ&ブログ

たまに更新中

ぜひたまに見てください

<https://ecomomo38.com/>



## 本日の目的

- ① 「身寄りなし」を正しく捉え直し、課題の本質を知る
- ② 地域づくりと個別課題への対応方法の事例を知る
- ③ 「身寄り問題」への地域の意識が高まるきっかけとなる

## 参考資料

- 特定非営利活動法人 つながる鹿児島  
『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業 報告書  
『身寄り』の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き
- 名古屋市権利擁護支援協議会「身寄りのない人の権利擁護支援に関するガイドライン」
- 魚沼市「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」
- 長野県・南箕輪村社会福祉協議会「身寄りのない方のエンディングに関する研究会報告」
- 長野県社会福祉士会「医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー」資料

# 身寄りのない方とは

---

- 実際に親兄弟や配偶者、子供といった近親者がいない
- 家族や親族と連絡がつかない
- 家族がいても家族の支援が得られない など

## 背景として

- 核家族化の進行、血縁地縁の希薄化
- 生涯未婚率の上昇、子供の居ない世帯の増加
- ソーシャル リセプション(人間関係の希薄化) など

# 『身寄り問題』に関する声をお聞かせください

パソコンまたはスマートフォンで下記リンク、またはQRコードを読み込んで、皆さんの声をお聞かせください。皆さんの経験や工夫を匿名でシェアし、気づきや学びにつなげたいと思います。

グループワークはありませんので安心してご協力よろしく申し上げます。

<https://x.gd/yHs9D>



Q1.身寄りのない方、見寄りがあっても支援が得られない方との関わりで、苦勞したことはありますか？

Q2.苦勞した内容、困難を感じた内容を教えてください。

Q3.その際にうまくいったこと、工夫したこと、学んだこと、感じたこと、などありましたら教えてください。



# 『身寄りのない人』のイメージ

---

変わっているひと？ わがままなひと？ 自堕落なひと？  
手間がかかるひと？ 何かと大変なひと？ 支援困難なひと？

能登半島地震で家族を全員亡くした被災者は？  
突然の交通事故で両親と兄弟を亡くした子は？

いつ誰がそのような状況になるかは予測できない  
明日にはわたしも・・・

# 『身寄りのない人』はすべて自分の責任？

---

身寄りのない人の中には、一見“身勝手”に見える人もいますが、それは身寄りのない人に限らない。また、そのように見える状況は、社会との関わりの中で現れた事象であり、それには理由や背景がある。

幼少期の家庭環境や障がい、生まれながらにして身寄りのない人など、すべてが本人の問題とは言えない部分がある。

日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」こと明記しており、社会全体で最大限、支える必要がある。

# 生活モデル ソーシャルワークの視点

---

人は一人で孤立して生きているわけではなく、その人のいる環境すべてから影響を受け、また同時に影響も与えている。  
(システム理論)

私たちの持つ性格や考え方、生き方というのは、多かれ少なかれ家族からも、学校教育からも、生まれ育った地域文化からも、そして私たちが属している日本という国・文化からも影響を受けている。

生活課題は、**人と環境の相互作用**の摩擦によって引き起こされている。

「個人」だけでなく「環境」、または「個人と環境の両方」に目を向け、摩擦を緩和するアプローチが必要である。

# 青森県の高齢者単身世帯の推移

青森県の高齢者単身世帯は全国以上に増加。

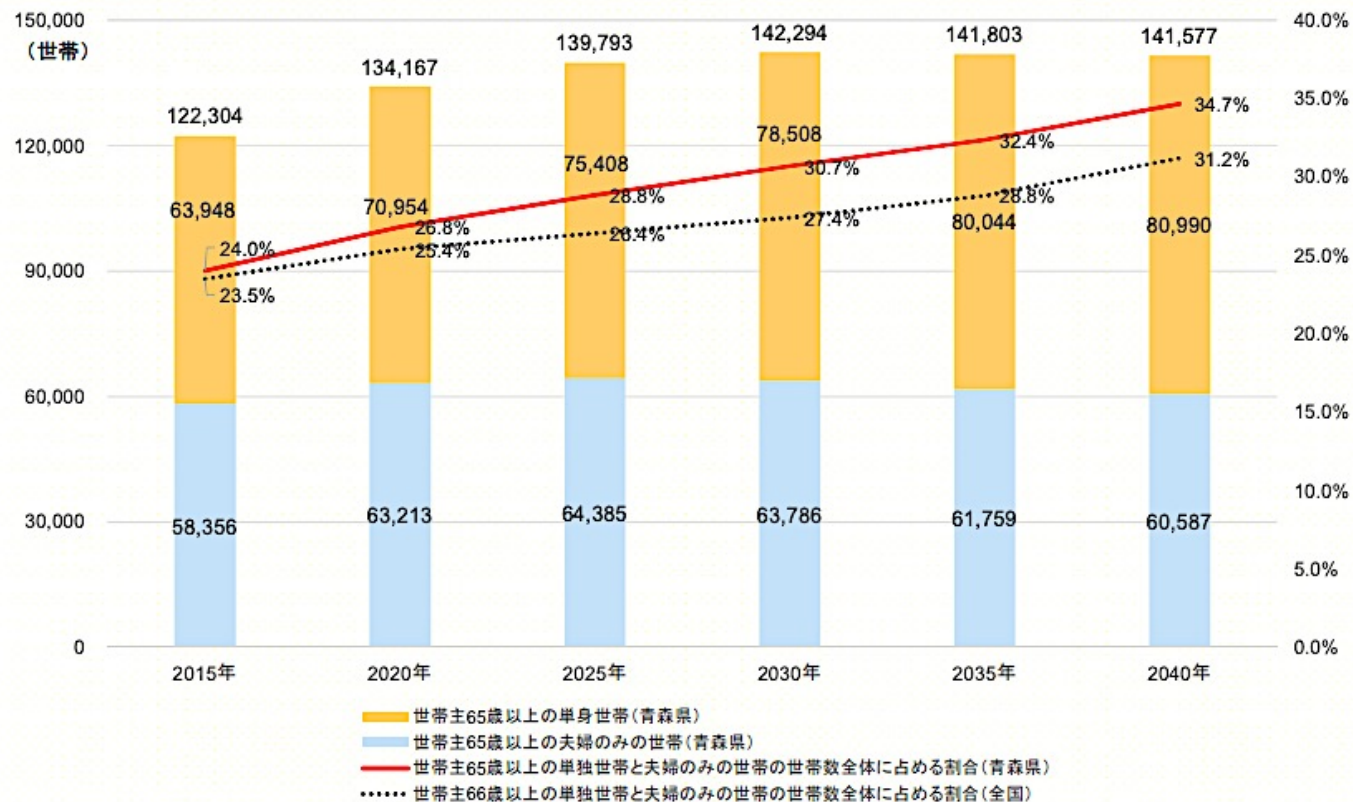
2020年から2040年までで10,000世帯以上も増加の見通し。

2040年には青森県の3世帯に1つが65歳以上の単身または夫婦のみ世帯となる見通し。

人口

## 4. 高齢者世帯数の見通し

■ 本県の高齢者のみ世帯の割合は全国以上に増加、特に高齢単身世帯が増加



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

出典元：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/files/r5-2kyougikaisiryoyou23.pdf>

2024/1/27 「身寄りのない高齢者が安心して暮らすために」

社会福祉士事務所サンパチ

介護あんしん相談室  
サンパチ  
社会福祉士事務所

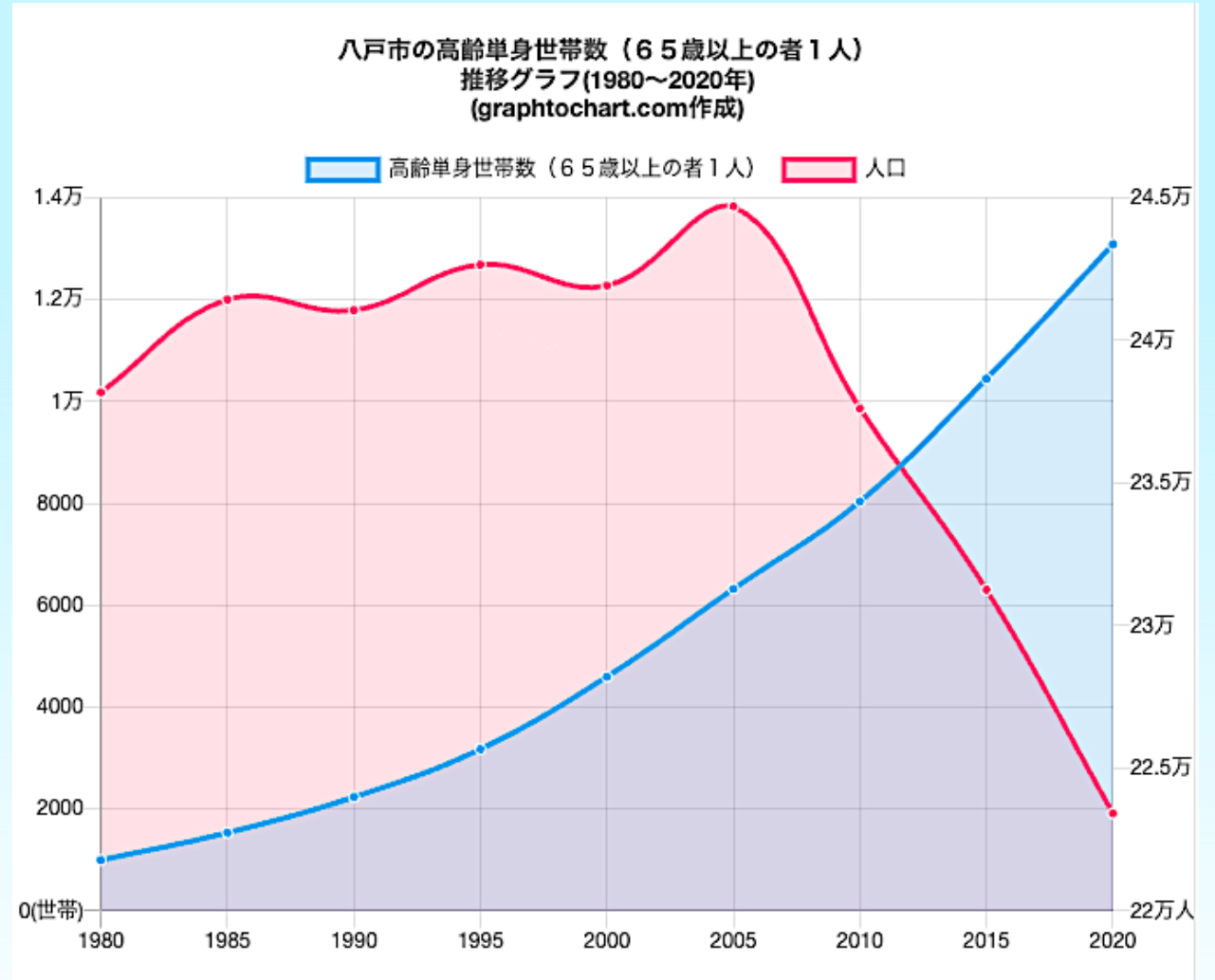
# 八戸市の高齢者単身世帯も増加中

八戸市の高齢者単身世帯数  
(65歳以上のひとり世帯)

2015年→10,447 世帯

2020年→13,085 世帯

2024年→さらに増加中



出典元：<https://graphtochart.com/japan/hachinohe-shi-no-of-aged-single-person-households-aged-65-and-over.php>

2024/1/27 「身寄りのない高齢者が安心して暮らすために」

社会福祉士事務所サンパチ

# 『家族による支援』があたり前ではない時代

---

核家族化の進行、血縁地縁の希薄化、生涯未婚率の上昇、出生率の低下、ソーシャルリセッション(人間関係の希薄化)などを背景に、高齢者の一人暮らし、身寄りのない高齢者は確実に増加している。

また、虐待等により家族を頼ることのできない、身寄りがあってもその関係性から頼ることができない人も増加しており、「家族による支援」を受けられない高齢者、すなわち「身寄りのない高齢者」は、今後もさらに増加することが見込まれる。

# 『身寄りない』問題と『身寄りあり』問題

---

身寄りがなく、そのことで困難を抱えているのが「身寄り問題」である。

しかし、身寄りがあり、逆にそのことで困難を抱えているケースも多数ある。

虐待、ネグレクト、共依存関係等、さらには医療に関する意思決定や居所の決定などにおいて、家族の意向が本人の意向よりも優先されてしまうケース等もありえる。

逆に、身寄りがないために、そうした困難を抱えずに済むケースもありえる。

このように「身寄り問題」という一要素だけでなく、「家族による支援」というものの全般をとらえなおす必要がある。

# Case1 『身寄り』と離れて暮らすAさん (成年後見人ケース)

70代 子と2人暮らし→施設入所 認知症

- 介護事業所からの通報により、子による虐待が判明。
- 行政により緊急保護。虐待認定され、施設へ措置入所。
- 市長申し立てにより、成年後見人の依頼あり受任。
- 当初、子は、虐待認定や成年後見申し立てに不快感を示し、非協力的な面があった。
- 徐々に子との信頼関係を築き、Aさんの入院や手術説明に同行してくれるようになった。
- 本人は虐待を受けた記憶はない様子で、子とも普通に言葉を交わし、親子関係が修復されつつある。



# Case1 振り返り

---

- 「身寄り」によって虐待が行われたケースだったが、成年後見申し立てにより、権利擁護が図られ、施設で安心して生活できるようになった。
- 子とのコミュニケーションには細心の注意を払ったが、幼少期、Aさんから厳しく叱られ、叩かれ、恐怖だったとの話も聞かれた。
- 子は身元引受人に復帰したいと口にすることもあった。Aさんの兄弟が心配して本人へ会いに来たこともあった。課題が解決された現在であれば、子や兄弟が身元引受人を担える可能性がゼロとは言い切れないが、一度審判が確定した成年後見人が途中で解任されることはほぼない。子も兄弟もいるAさんの支援を成年後見人が一生、担う予定。
- 身寄りがあり、必要時、子も協力してくれる中で、毎月、成年後見人として活動し、報酬も発生しており、報酬に見合った活動をしなければならないと強く感じている。

# 『家族による支援』を求めすぎる社会

例えば、親が緊急入院し、会社を早退して駆けつけた子には様々な役割が求められる。入院手続きのためにたくさんの書類にサインし、入院生活に必要な衣類、タオル、洗面用具、ティッシュペーパーなどを揃え、手術に立ち会う等する必要がある。

そして、家に帰ると今度は親としての様々な役割が求められる。食事を作り、洗濯をし、子どもの学校行事に参加しなければならない。さらに、職場へ出勤すれば、この間に溜まっていた仕事をこなす多忙な日々を過ごすことになる。

家族として支える「余裕」がない場合、重圧や過度な負担が、家族間の支え合う心を奪い、家族の関係性を壊すといった結果を生じさせてはいないだろうか。

この「子」は、病院では「お子さん」と呼ばれ、学校では「お母さん」と呼ばれ、家族としての役割を「あたり前」のこととして果たすことを求められている。

# 『家族による支援』のとらえなおし

---

## 【スタンダード】

家族がいて、しかも家族間は互いに親愛の情があり、支え合い、扶養するのがふつう。



## 【第2のスタンダード】

身寄りがあってもなくても、「家族による支援」がない、または、逆に支障になっている場合があることがふつう。

# 『身寄り問題』の本質

---

身寄りがないことに本人の帰責性はない。

よって、身寄り問題は、身寄りのない人個人の問題ではなく、身寄りのない人を平等に扱い、包摂することのできない**社会の側の問題**である。

「家族による支援」が当たり前の前提として構築された社会システムの中で、さらには、連帯保証・身元引受等の人的担保が必要とされる慣習のために、身寄りがないか、身寄りに頼ることのできない人が「家族による支援」を受けられず、居住・医療・介護・就労等の**命と暮らしに関わる重要な場面で排除されている、それが「身寄り問題」**である。 → 「社会的排除」

# ソーシャル・インクルージョンの視点

## 【社会的排除】

何らかの原因で個人または集団が社会から排除されている状態



## 【社会的包摂】

### (ソーシャル・インクルージョン)

社会的に弱い立場にある人々も含め、市民一人ひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域）の一員として取り込み、支え合う考え方。

# 『身寄りなし』 → 成年後見・身元保証サービスで解決？

---

現在、「身寄り」の代替として成年後見制度や身元保証サービスが利用されているが、これらの利用によって、身寄りのない人の支援は、成年後見人や身元保証サービスのみに任せられ、地域の関与が遮断されがちである。

成年後見制度や身元保証サービスは有用ではあるが、それ単体の関わりだけでは、解決できない課題がある。また、「身寄りありき」の社会システムの根本的変容にはつながらない。

本人、支援者、事業者、行政等が一緒になり、地域で身寄りのない人を支えるようにするべきである。

## Case2 『身寄り』に頼らなかつたBさん (ケアマネ ケース)

70代女性 障がい者GH 生活保護 統合失調症

- 精神科病院・施設から障がい者GH入居中から担当。離婚歴あり子は不明。
- 介護認定を受け高齢者施設(介護保険適用)へ移行が必要となる。
- おしゃれで上品、丁寧かつ優しい口調だが、強い意思を有している。
- 県内の姪や姉と連絡を取り続け、身元引受人の役割を期待しコツコツ貯めたお金を送るなどしていたが、最終的に断られ、施設入居要件をクリアできない状況となる。
- 判断力あり転居も迫っていたことから、本人希望にて身元保証サービスを紹介。生活保護プランにて即日契約。財産管理、死後事務など全て委ねる。
- 施設へ入居し、徐々に慣れながら、自分のペースで暮らしていたが、およそ1年後、急変あり入院。回復見られないまま逝去される。

## Case2 振り返り

---

- 当初は身元引受けに前向きだった親族も最終的に断る。本人も支援者も当時は批判的に見ていたが、親族にも様々な事情があったことと推察される。
- 関わり当初から本人も「身元保証サービス」に関心を持っており、自身の「身寄り問題」に備え、自分なりに準備をしていたように思われる。
- 施設入居が迫り、身元保証サービスを提案、死後事務まで契約したが、そのことがかえって親族との関係性を弱めるきっかけになったのではないか。逝去時、身元保証サービス事業者は、本人の意思通り親族には連絡せず。
- 本人の意思とはいえ、結果的に面識のない身元保証スタッフにより火葬され、面識のない斎場職員に拾骨され、知らないお寺に永代供養され(戒名は取得)、一抹の寂しさを感じた。  
「最期まで自分の意思を貫き、Bさんらしい人生でしたね」と手を合わせ、好きだったアップルパイを棺にそっと入れた。



# 『身寄り問題』への『支援付き意思決定』の視点

権利擁護のためには支援付き意思決定の視点が欠かせない。  
医療や介護に限らず、すべての支援は本人の意思に基づき提供されることが基本である。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にした、尊厳を支える対応を行うことが重要である。

身寄りのない方を支援すること  $\neq$  支援者が意思決定すること

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成30年3月、厚生労働省)」

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月、厚生労働省)」

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月、厚生労働省)」

# 『意思決定支援』の視点の例

- 認知症であっても、障がい者であっても、全ての人には、場面場面での意思決定能力があると推定する。記憶力と判断力は別個の能力と考える。
- 意思決定支援の場所・人・時間・手段・体調・説明(判断材料)等の検討を支援チームで尽くす。例) 大勢の会議の場でなく静かな場所で信頼できる人に。今日がだめなら明日や来週、調子の良い時間に。イラストや図表での意思確認。
- 支援すると見せかけて、支援者の価値観や専門職としての視点で説得、誘導、押し付け、その上で「はい」と言わせてはいないか。例) 「病気もあるし何かあると困るから施設に入所したほうが安心ですよ。〇〇さんもそう思いますよね? 〇〇さんも困るのは嫌ですよ?」
- 正解へ誘導しない。本人が不合理な意思決定をしても、それが、十分な情報に基づき、真摯に選択したものであれば、尊重されるべきで、実現に向けて支援するべき。「私の正解があなたの正解」ではない。

# 『身寄り問題』における個別課題

## ①入院・入所に関する身元引受人

法令、通知等により、本来であれば身元引受人等がいなくても入院・入所できるものとされているが、実際には、殆どどの病院や施設が、入院や施設への入所にあたって身元引受人等を求めている。そのため『身寄り』のない人は、入院や入所にあたって身元引受人等を確保できない困難が生じる。

### ～身元引受人を求める理由～

- (1) 医的侵襲行為(検査、投薬、注射、手術等)の同意
- (2) 入院・入所費用の未収金に対する責任
- (3) 身の回り支援(日用品購入など)
- (4) 転院・転所先の確保
- (5) 葬儀や遺留金品処理、埋葬といった死後対応
- (6) 緊急連絡先

# 『身寄り問題』における個別課題

---

## ②医療に関する意思決定支援

医療現場においては、本人に医療に関する意思決定を行うための判断能力がないと判断された場合、慣行として、家族から医療同意をとっている場合が多くある。

身寄りのない人においては、この医療同意をとることができず、適切な医療が提供できない状態に陥る等の問題が生じる可能性がある。

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」によって、一定のルールが提示されており、普及が望まれる。

# 『身寄り問題』における個別課題

## ③金銭管理

原則として、人は自らの資産・金銭を自ら管理するが、疾病、怪我、障がい等によって身体的に行動が制限されたり、認知症や障がいによって判断能力が不十分になったりし、自らの資産・金銭を管理できなくなる場合がある。

こうした場合、多くはその家族が本人の代わりにその管理を行う。しかし、「身寄り」のない人はこうした管理を行ってくれるものがなく、困難に陥ってしまう場合がある。

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が考えられるが、いずれの制度もスピード、対象範囲、提供量等において現場のニーズに対応しきれていない。

# 『身寄り問題』における個別課題

## ④ 死後事務

人が死亡した時、葬儀・火葬・埋葬・残置物の処理等といった死後の対応は家族が行っているケースが殆どである。ところが、身寄りのない人が死亡した場合、葬儀等を行う家族が不在であるため、大家・病院・施設等の本人に関与している者が困難に陥ってしまうとともに、死を迎えた本人もその望む最期や弔われ方を実現することができなくなる場合がある。

火葬埋葬を行うものがない場合については墓地埋葬法等により市町村がこれに対応することとされているが、遺留金品の扱い等対応方法が不明確な点もあり、関係者の負担が増大してしまう。死後事務委任契約といった対応策も登場しているが、まだ十分に普及しておらず、多くの場合相応の費用を必要とする。

身寄りのない人の死後対応の問題については、墓地埋葬法や行旅法に定められているとおり市町村が責任を持って対応することとされている。市町村が身寄りのない人の死に対する責任を持つということを明言すれば入院や入所の際に、病院や施設が身寄りのない人を排除することなく安心して受け入れることができるようになることにもつながると考えられる。

## Case3 実は『身寄り』がいたCさん (ケアマネ ケース)

---

70代男性 アパート一人暮らし 矯正施設入所歴あり 糖尿病 透析

- 2度の離婚歴あり、子2人が県外在住も音信不通。
- 自分なりの考え・意思が強く、独自の生活スタイル。普段は穏やかで優しいが、理解できないこと、意に沿わないことには易怒的、被害妄想的。
- 公共料金や公的保険料の現金納付ができず前任ケアマネに都度連絡がくる。
- 夜間に救急搬送先され、医療機関から前任ケアマネが呼び出される。
- 「身寄りなし」という事前情報から、日常生活自立支援事業や身元保証サービスを紹介するが「まだ大丈夫、そのうち頼むかなあ」と契約せず。
- メモ帳を確認すると親族の連絡先を複数発見。実は姪夫婦とも会っていた。
- インスリン自己調整による体調悪化、診察同行、薬局と都度連絡調整。

## Case3 実は『身寄り』がいたCさん (ケアマネ ケース)

---

- 県外の姪は当初、身元引受人になる意向だったが、本人の独特な言動や生活状況から、金銭や対人のトラブルリスクに不安を感じるようになる。
- 体調不良にて自ら救急車要請し入院。姪に緊急連絡先を依頼。回復が見られない中、病院から姪へ遺体や残置物の引き取りについて頻回に連絡あり。県外の姪は困り、身元保証サービスも検討するが本人の意思確認が困難な状態となり、三者で何度も電話でやり取りを繰り返す。
- 姪が死後の対応を「行政に頼みたい」と話す中、本人が逝去。病院から市役所へ連絡し、市役所の手配により遺体や金品が引き取られる。
- 後日、病院とデイサービスより、未払金があると相談あり。本人の財産はあったが、役所による子らの相続人調査が終わるまで長期間返却されないことが判明し、事業者も姪もケアマネも困り果てる。デイサービスは少額であったため、後に、姪が支払う。



## Case3 振り返り

- 姪「身寄りがない人は、死後も役所が全部やると聞いたので、頼みたい」私「ご親族じゃないとどうしてもできないことがあるんです」と、まるで「家族としての役割」が姪の(扶養)義務であるかのような話をしたことがあった。
- 市が遺体を引き取り火葬し金品と遺骨を保管したが、アパート遺品整理や入院費支払いなどの課題が残った。最終的に、アパートの遺品は姪が処理。病院側からは、予め、金銭を預託できないか等、検討すべきであったとの話あり。
- 姪も元々、Cさんとの関わりは薄く、親族の中で、たまたま善意で見守ってくれていただけであったが、結果的に、死後事務まで引き受けざるを得ない状況に追い込んでしまったのではないか。姪も自宅で90歳の母親を介護していた。
- 1/23 姪へ状況確認。市へ相続意思を示し、埋火葬費用が差し引かれた通帳を受領したが、子2人が音信不通で相続人未確定なため、銀行でも引き出せず、通帳は役所へ返却。納骨は役所に依頼した。姪が負担した諸費用、未払い入院費も未精算のまま。遺言書があれば、姪が遺産から入院費等を支払えたが、そこまで事前に想定することはできなかった。姪夫婦に感謝を伝え、支援終了となる。

# 『身寄りのない人』の埋火葬に関する制度

## ●行旅病人及行旅死亡人取扱法（行旅法）

行旅死亡人とは行旅中に死亡し引取者のない者とされ、住所、居所又は氏名が分からず、かつ引取者がいない死亡人については、行旅死亡人とみなすこととされており、死亡地の市区町村が遺体の埋火葬等を行わなければならないこととされている。

## ●墓地、埋葬等に関する法律（墓埋法）

遺体の埋火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは、死亡地の市区町村長が、これを行わなければならないこととされている。ただし、身元不明の場合は、行旅法に基づいて行旅死亡人とみなすことから、墓埋法により埋火葬される死亡人とは、身元が判明しているものの埋火葬を行う者がいない又は判明しない死亡人で、他の法律の適用がない場合である。

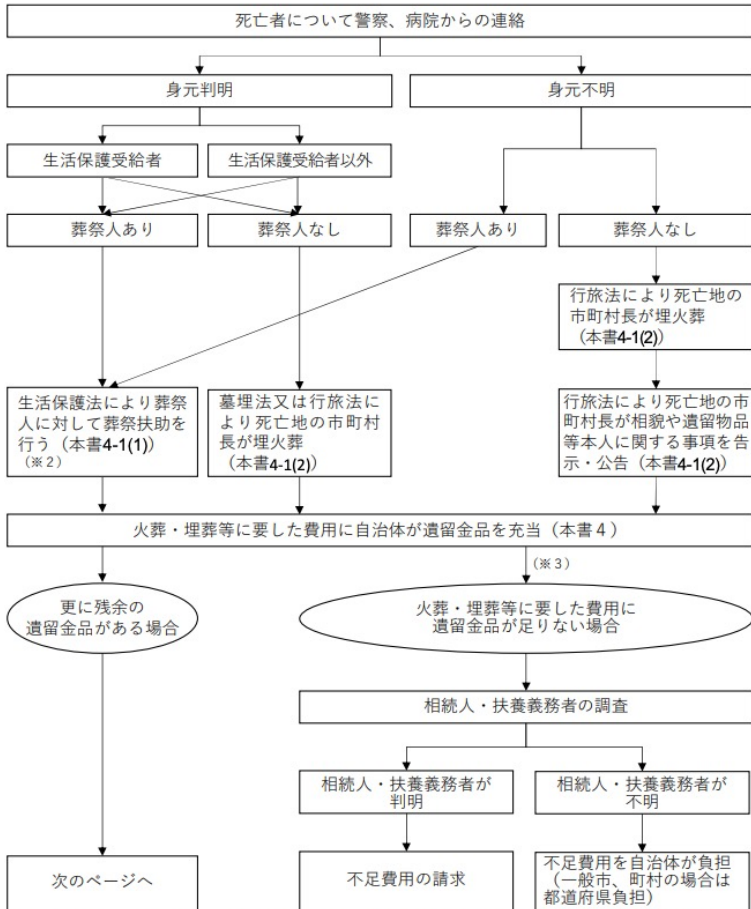
## ●生活保護法

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭扶助が行われることとされ、①被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいない場合、②死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできない場合に、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、葬祭扶助を行うことができることとされている。

出典：総務省「遺留金等に関する実態調査結果報告書」 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000870888.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000870888.pdf)

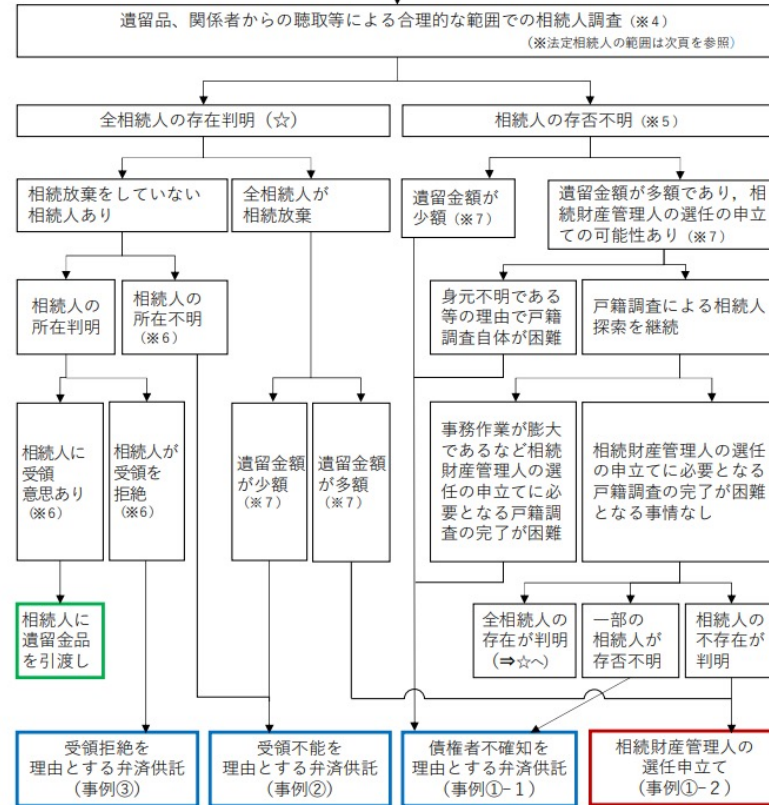
# 厚生労働省 法務省 「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」 身寄りのない方が亡くなった際の行政対応

## 2. 身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ (例) ※1



- ※1 このフローチャートは、身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れの一例を示したものであり、個別の事案に応じて、これとは異なる対応の流れとなる場合があります。
- ※2 生活保護法第18条第2項により以下の場合に行った葬祭扶助に限り、遺留金品を充当することができます。
  - 生活保護受給者が亡くなった場合で、その葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
  - 亡くなった方の葬祭を行う扶養義務者がいない場合で、当該亡くなった方の遺留金品で葬祭に必要な費用を満たすことができないとき。
- ※3 墓理法又は行旅法により埋火葬した場合に限ります。

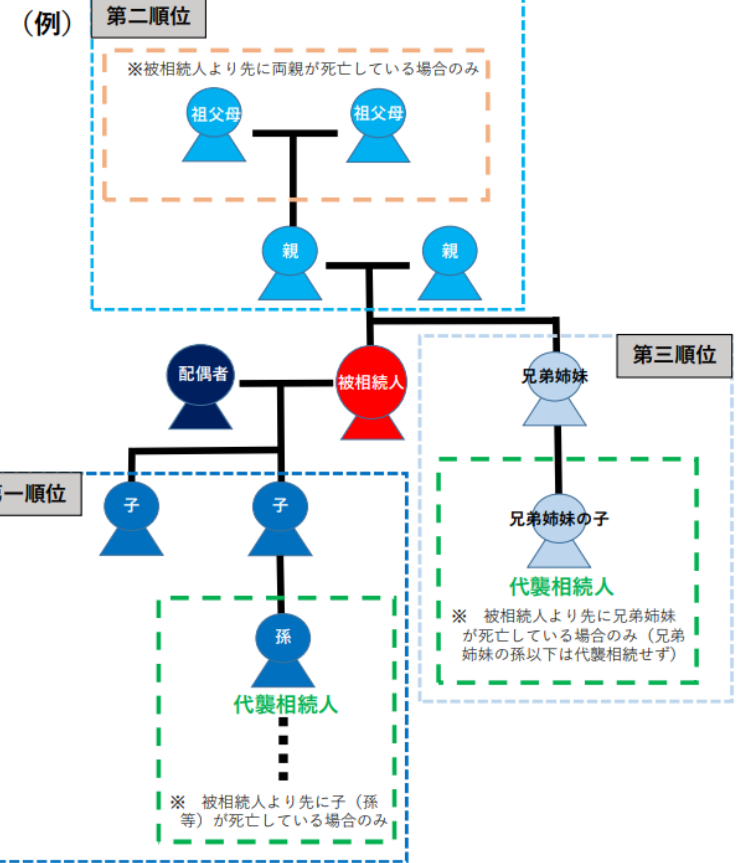
更に残余の遺留金品がある場合



- ※4 債権者不確知を理由とする弁済供託をするために行う調査については、後記の「6. 事例集」の事例①-1における【よくあるご質問】Q2を参照。
- ※5 「存否不明」には、ある相続人の存在は判明しているが、その他の相続人の存否が不明である場合も含まれます。
- ※6 複数の相続人がいる場合については、後記の「6. 事例集」の事例②における【よくあるご質問】Q2及び事例③における【よくあるご質問】Q2を参照。
- ※7 遺留金額が少額が多額かは、遺留金額が相続財産管理人の選任を申し立てるために必要と見込まれる予納金の額を超えているか否かなどを参考に判断されます。

## ○ 法定相続人の範囲

民法上の法定相続人は、被相続人<sup>①</sup>の配偶者<sup>②</sup>と  
 第一順位 子及び代襲相続人<sup>③</sup>  
 第二順位 両親等の直系尊属<sup>④</sup>（<sup>③</sup>がない場合のみ）  
 第三順位 兄弟姉妹及び代襲相続人<sup>⑤</sup>（<sup>③</sup>及び<sup>④</sup>がない場合のみ）  
 です。



# 『身寄り問題』 解決の考え方

---

## 【総合的な地域づくり】

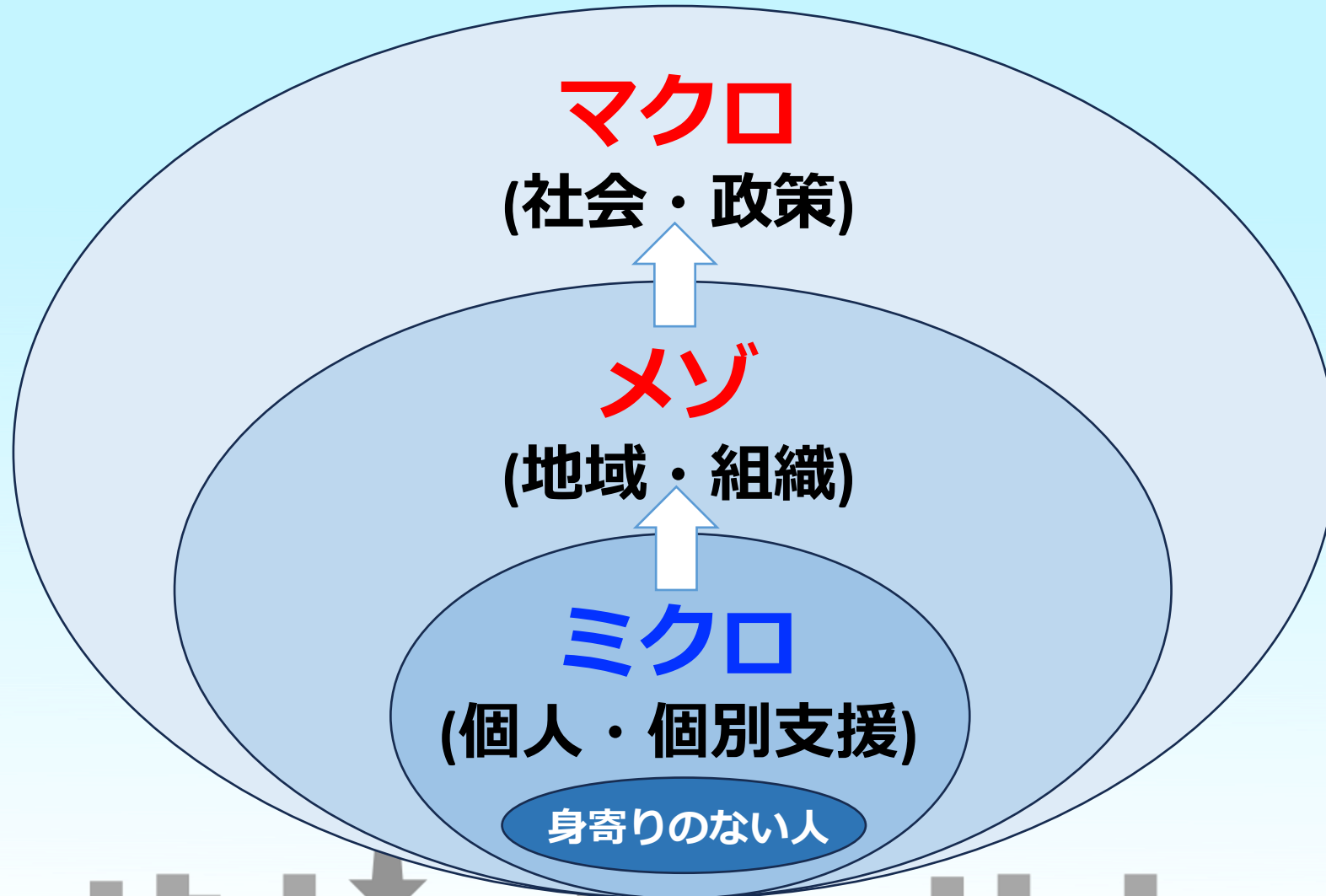
「身寄り問題」を解決するための前提条件あるいは基盤となる社会的孤立を防止、解消する総合的な地域づくり



## 【個別の課題解決】

「身寄り問題」特有の個別課題、連帯保証・身元引受・医療に関する意思決定・金銭管理・死後対応などの解決

# ミクロ・メゾ・マクロ ソーシャルワークの視点



# 支援者も孤立させない地域づくり

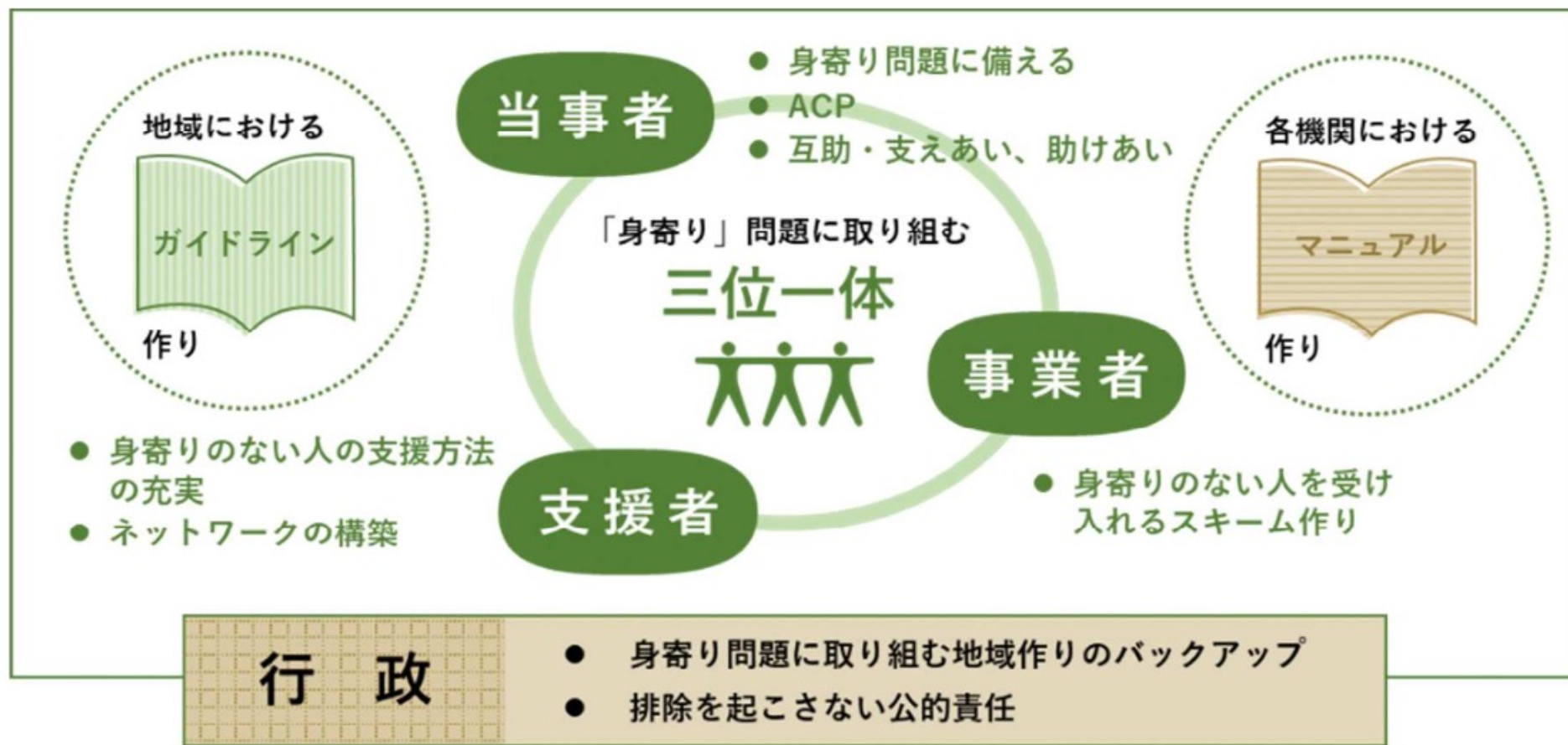
---

現状においては身寄りのない人の支援に関わった支援者は、解決方法を見いだせず地域で孤立している。その改善に向けては、地域の支援者で本人を支援する「チーム」を形成し、みんなで「身寄り問題」に対しアプローチし、支援することが求められる。

チームで支援にあたることは「身寄り問題」だけに関わらず、支援者を孤立させないという点からも、本人がよりよい支援を受けられるという点からも有効な取組みである。

さらに、地域の支援者がつながり、チームを形成して地域課題について議論をする過程そのものが、地域づくりに資する。

# 『三位一体』の取り組み



(出典)「身寄り」のない生活困窮者及び若者に対する支援事例に関する調査研究事業／特定非営利活動法人つながる鹿児島 (令和元年度社会福祉推進事業)

# 『三位一体』の地域づくりの主体

「三位一体」の取組みを地域の中で誰かが主導しコーディネートする「主体」が必要であり、そのための「場」が必要である。他県の例を見ると、行政や社会福祉協議会など、高い公共性を持った機関が「主体」となり、地域の主要な機関がともに「身寄り問題」について協議することのできる「場」が必要である。

## ～主体として考えられる機関～

- (1) 行政
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 生活困窮者自立支援機関
- (4) 成年後見制度の中核機関
- (5) 社会福祉士会や医師会といった職能団体
- (6) その他、地域包括ケアシステム構築を目指す機関



# 『身寄り問題』に関する地域づくりの取り組み事例

## ACTION 1 地域における『身寄り』のない人の実態の把握

- ・行政、社協、事業所、施設、医療機関へのアンケート調査
- ・施設、医療機関への訪問聞き取り調査、インタビュー

## ACTION 2 『身寄り』問題への取組みを通じた関係機関とのネットワーク構築

- ・賃貸住宅身元保証事業 (長野県 県市町村社協)
- ・身寄りのない人のエンディング研究会 (長野県南箕輪村社協)
- ・身寄りなし問題研究会、対応調査 (新潟県魚沼市・新潟県立大学)
- ・包括的相談窓口設置、入院入所支援事業、コーディネーション (四日市市社協)

## ACTION 3 地域で『身寄り』問題を協議する場の設定

- ・身寄り問題委員会設置 ((一社)サツマスタ、霧島市、包括等)
- ・身寄り問題に関する研修会、シンポジウムの開催 (新潟県魚沼市)
- ・身寄り問題に関する連続勉強会の開催 (新潟県魚沼市)

# 『身寄り問題』に関する地域づくりの取り組み事例

## ACTION 4 地域におけるガイドラインづくり ⇨組織のマニュアルづくり

- ・地域ガイドライン作成 (新潟県魚沼市)  
(委員→医師会、看護協会、特養、ケアマネ、行政、消防、社協)
  - ・個別ガイドライン(エンディング地域ルール、支援シート作成 (新潟県南箕輪村社協)  
(委員→医師会、看護協会、障害施設、特養、ケアマネ、行政、消防、社協、弁護士)
- ※行政が、地域住民の権利擁護及び社会保障に責任を持つべき立場として中心的役割を果たしている。

## ACTION 5 ガイドラインの普及と活用

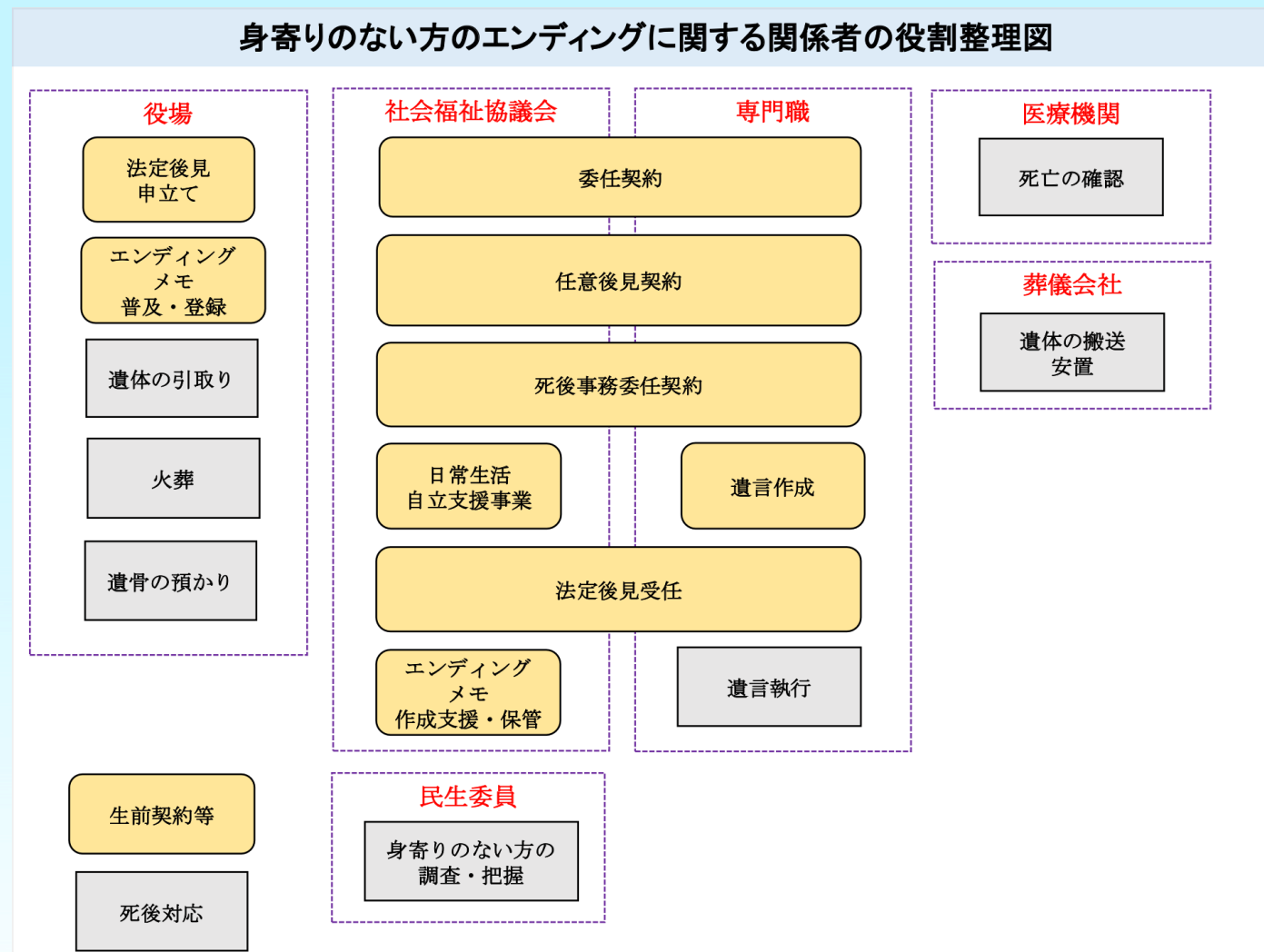
- ・地域で実績に数多くの事例で活用されるよう働きかけが重要。
- ・チームで役割分担をして対応する、全体のコーディネート役がガイドラインの活用を推し進めていく。
- ・地域社会の変化に合わせて見直し、風化させない。

# 各地のガイドラインの例

## ●長野県南箕輪村

### 身寄りのない方のエンディングに関する研究会 報告

#### 「役割整理図」



出典元：<https://www.nsyakyo.or.jp/news/upload/c04397b99559fa94b5a6a85be80d6fae8c8f9ba2.pdf>

2024/1/27 「身寄りのない高齢者が安心して暮らすために」

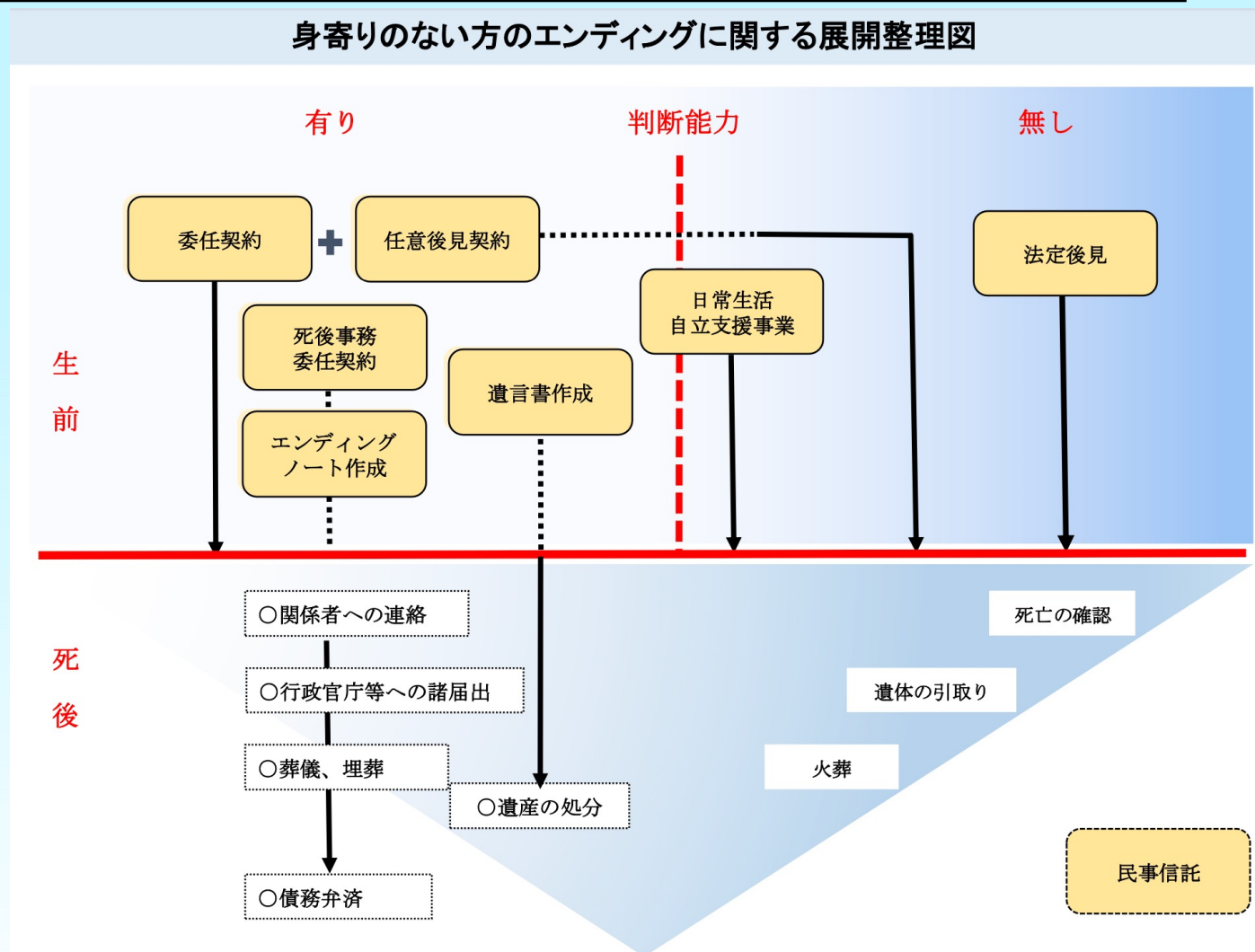
社会福祉士事務所サンパチ

# 各地のガイドラインの例

## ●長野県南箕輪村

身寄りのない方のエンディングに関する研究会  
報告

「展開整理図」



出典元：<https://www.nsyakyo.or.jp/news/upload/c04397b99559fa94b5a6a85be80d6fae8c8f9ba2.pdf>

2024/1/27 「身寄りのない高齢者が安心して暮らすために」

社会福祉士事務所サンパチ

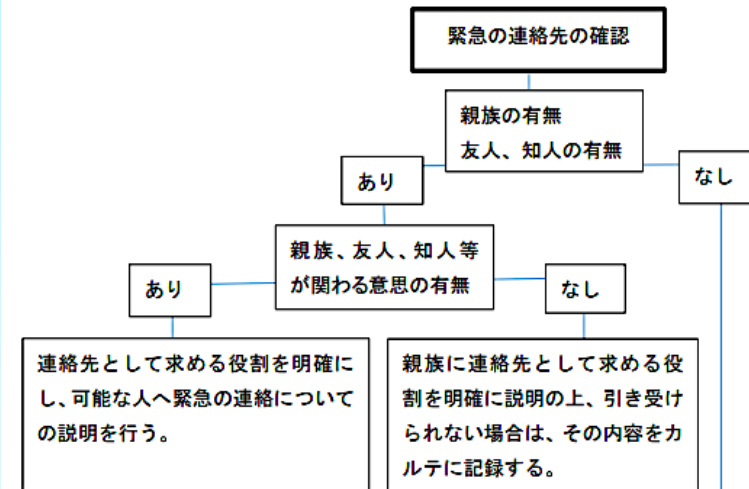
# 身寄りがない人の入院及び医療に係る 意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

入院時の緊急連絡先に関して、「判断力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合」は、状況に応じて、**市町村や福祉事務所**へ相談する。  
施設入所も同様と考えられる。

## (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

### ①緊急の連絡先に関すること

下記のフローチャートを参考に親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認した上で、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。



本人の状況や状態によって、それぞれの窓口へ相談します。

高齢者：市町村又は地域包括支援センターへ相談

障害者：市町村又は基幹相談支援センター等へ相談

生活保護受給者：生活保護の実施機関（福祉事務所）へ相談

上記以外で経済的に困窮するおそれのある人：生活困窮者に対する相談窓口へ相談

地域包括支援センター等が介護予防の事業や民生委員等からの情報で本人の暮らしを把握していることもあります。本人と相談の上、地域包括支援センターや市町村と連絡を取ります。

本人が、緊急の連絡先やかかりつけ医などを予め記載した書類等を救急搬送時に持ってきている場合があります。救急要請から搬送までの経過を救急隊員より聞き取りをして、本人が予め記載した書類や搬送前に立ち会った人などから情報を得ます。

出典元：厚生労働省補助研究事業

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

2024/1/27 「身寄りのない高齢者が安心して暮らすために」

# ガイドラインの参考例

## ① サービス等利用契約、ケアプラン・診療計画の同意

### ● 本人の判断能力が十分な場合

本人が契約及び同意をします。

### ● 本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合

後見人が本人の意思を確認の上、契約及び同意をします。

### ● 本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

地域包括支援センター、行政も含めた支援者や友人などに、本人の了解のもと同席してもらい、チームで内容を確認します。本人の判断能力に応じ、日常生活自立支援事業や成年後見制度、身元保証サービスの利用を検討します。

# ガイドラインの参考例

## ② 預貯金払い戻しや料金支払いなど金銭管理

### ● 本人の判断能力が十分な場合

本人が自分で金銭管理します。必要に応じて、**日常生活自立支援事業**の利用及び、将来に備えて**任意後見制度**の利用を検討します。

### ● 本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合

**後見人**が本人の意思を確認の上、金銭管理します。

### ● 本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

**地域包括支援センター**、**行政**も含めた支援者で協議する必要があります。本人の判断能力に応じ、**日常生活自立支援事業**や**成年後見制度**、**身元保証サービス**の利用を検討します。また、生活保護受給者の場合は**担当cw**と相談します。それ以外で経済的に困窮する恐れがある場合は、**生活困窮者自立支援窓口**へ相談します。

# ガイドラインの参考例

## ③入所・入院時の緊急連絡先

### ●本人の判断能力が十分な場合

本人が頼むことのできる人(友人知人など)がないかを確認します。ない場合は、必要に応じて、**地域包括支援センター**や、生活保護受給者の場合は**担当cw**と相談します。また、将来に備えて**任意後見制度**の利用を検討します。

### ●本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合

**後見人**(または親族)が緊急連絡先となります。

### ●本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

**友人知人**などいない場合は、**地域包括支援センター**へ、また、生活保護受給者の場合は**担当cw**と相談します。行政や民生委員から情報を得られることもあります。本人の判断能力に応じ、**日常生活自立支援事業**や**成年後見制度**、**身元保証サービス**の利用を検討します。



# ガイドラインの参考例

## ④入所・入院時の日用品等の準備・購入

### ●本人の判断能力が十分な場合

自分で準備できない場合は、本人が頼むことのできる人(友人知人など)がいないかを確認します。ない場合は、**民間(介護保険外)サービス**利用を検討します。病院によってはCSセットを利用できる。

### ●本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合

事実行為(購入して届けること)は後見人の業務外になりますが、手配することは業務に含まれるため、**後見人**へ相談します。

### ●本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

**友人知人**などいない場合は、本人に丁寧に説明し、**民間(介護保険外)サービス**と契約できるよう援助します。それでも意思確認ができない場合は、**成年後見制度**や**身元保証サービス**の利用を検討します。

# ガイドラインの参考例

## ⑤ 医療同意 (手術・延命治療など)

### ● 本人の判断能力が十分な場合

意思等から十分な説明を受け理解した上で、**本人**自身が最終的な治療方針を選択し同意します。

### ● 本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合

後見人には医療同意権がないため、下記の「本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合」と同様の対応となります。(医療同意権は原則、本人にしかありません)

### ● 本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

支援を尽くしても本人の意志確認ができない場合は、あらかじめ確認した本人の意思や**リビングウィル(事前指示書)**、**エンディングノート**等に基づき対応します。また、関係者から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮したうえで**医療機関**が医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。そうした判断プロセスを記録しておくことが重要です。

(参考: 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」)

# ガイドラインの参考例

## ⑥遺体・遺品の引き取り、葬儀・納骨等の死後事務

### ●本人の判断能力が十分な場合

亡くなる前にあらかじめ葬儀や家財の処分などの死後事務について決めておく方法に**遺言**や**死後事務委任契約**、**任意後見制度**があります。遺体の引き取り手がいない場合は、墓地埋葬法により**行政**に相談します。また、生活保護受給者の場合は**担当cw**に相談します。

### ●本人の判断能力が不十分で後見人がいる場合

**後見人**(または**親族**)が緊急連絡先となります。

### ●本人の判断能力が不十分で後見人がいない場合

**友人知人**などいない場合は、**地域包括支援センター**へ、また、生活保護受給者の場合は**担当cw**と相談します。本人の判断能力に応じ、事前に、**成年後見制度**、**身元保証サービス**の利用を検討します。

市内の病院に入院しているAさん。退院できる体調に回復しましたが、**身寄りがないために**退院先（生活の場）が確保できない！？

金銭管理

日用品の準備

身元引受人

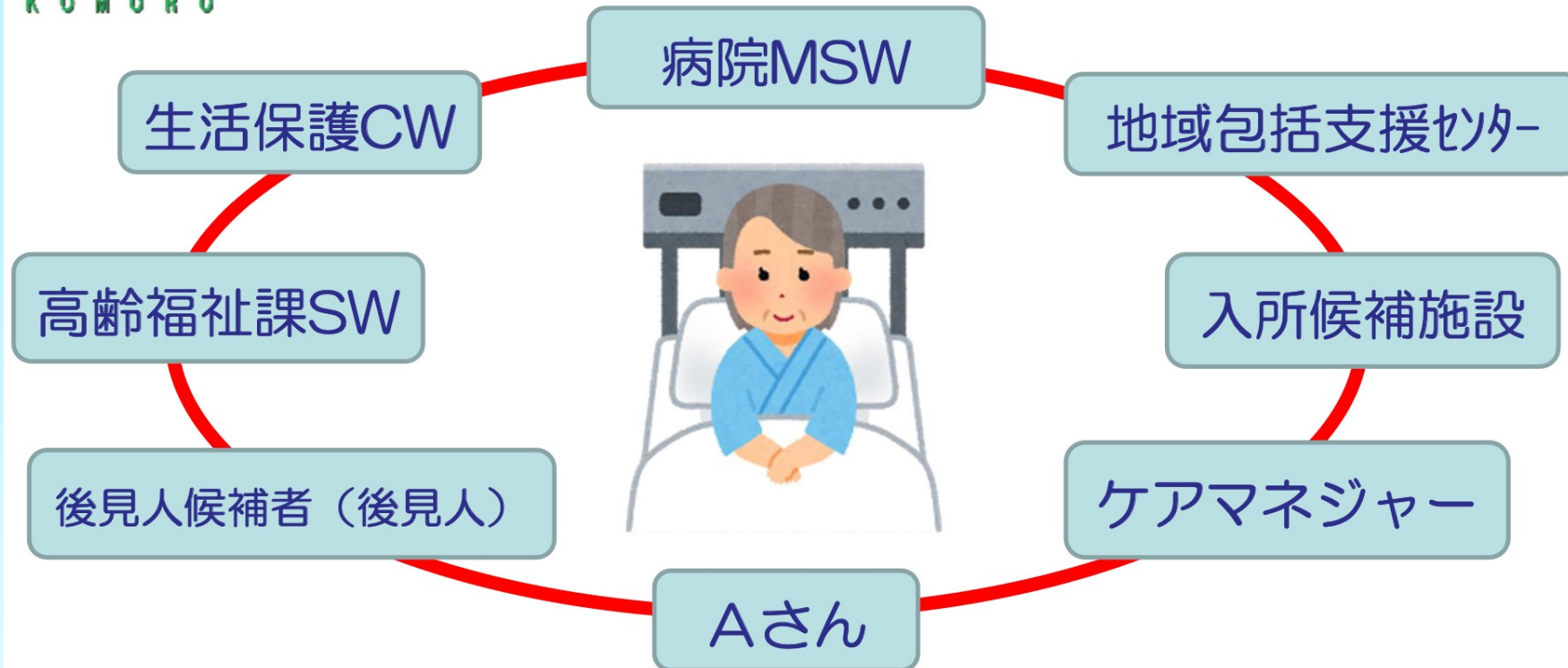
容態急変時の連絡先

死亡時の対応

施設利用時の契約



家には帰れないし  
どうしよう・・・



- ①役割分担シートを作成し課題の整理と担う人を調整
- ②事前指示書を作成し、Aさんの意向を共有
- ③上記に基づき支援・調整を実施



## 支援役割分担シート（長野県小諸市）

### ■支援役割分担シート

	支援内容	誰が	支援の具体的内容	備考	ご本人の意向
1	施設の入所契約に関する事	成年後見人（受任前は本人）	・病院や施設の契約手続き		
2	利用料の支払いに関する事	老健・特養	・通帳の保管と金銭管理 ・施設入所費用や病院入院費用の支払い引落とし手続き	・現金が必要な場合（死亡時など）は予め要検討	
3	入院時・入所時の身の回りの援助	老健・特養	・入院時に必要な物品の準備や洗濯サービス業者等に依頼（契約）		
4	緊急受診時の対応（夜間・休日）	施設職員	・連携医療機関に緊急受診する旨連絡を取る		
		施設職員	・事前指示書を持参のうえ、医療機関へ連れて行く		
		成年後見人（受任前は要相談）	・後日必要な事務手続きを取る		
		医療機関	・受診時のご本人の意思又は事前指示書を参考に医療行為の判断を行う		
5	緊急受診時の対応（平日）	施設職員	・連携医療機関に緊急受診する旨連絡を取る		
		施設職員	・事前指示書を持参のうえ、医療機関へ連れて行く		
		成年後見人（受任前は要相談）	・病院に出向き必要な事務手続きを取る		
		医療機関	・事前指示書を参考に医療行為の判断を行う		
6	ケアプラン、入院計画書の同意	本人	・ご本人の生活について本人、施設、病院と話し合い、ケアプラン・入院計画書等に署名する。		
7	入所時の緊急連絡先（各種相談）	成年後見人（受任前は高齢福祉課）	・ご本人の施設生活全般に係る相談窓口となる		
8	遺体・遺品の引き取り・葬儀等	施設職員と相談しながら市が対応	・遺体、遺品の受取、死亡届提出、火葬の手続き、納骨		

**\* 病院・入所施設・ケアマネ・成年後見人・地域包括支援センター・行政（生活保護担当・高齢福祉課）が写しを保管しました。**

## 1. 施設入所中に治療が必要になった際（骨折・発熱・呼吸不全等）の医療について

●あなたの気持ちはどれに近いですか？

- 主治医（施設医）の指示に従います
- 受診して治療を受けたい（病院名：                      診療科：                      ）
- 受診はせず施設で様子をみたい

## 2. 人生の最終段階の医療について

●あなたの気持ちはどれに近いですか？

- できるだけ延命治療してほしい
- 延命よりも、痛みや苦しみをとりのぞく医療をしてほしい
- 回復の見込みがなければ延命治療はしないでほしい

●延命治療を望まれる場合、あなたはどのような治療を希望されますか？

心肺蘇生	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> わからない
気管挿管・人工呼吸器	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> わからない
胃ろう、経鼻胃管	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> わからない
点滴・中心静脈カテーテル	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> わからない

## 3. お墓についての希望

●あなたの気持ちはどれに近いですか？

- 親族に遺骨を引き取って欲しい
- 小諸市の合葬墓に埋葬してほしい
- 支援者の判断にまかせる

## ■一緒に確認した機関

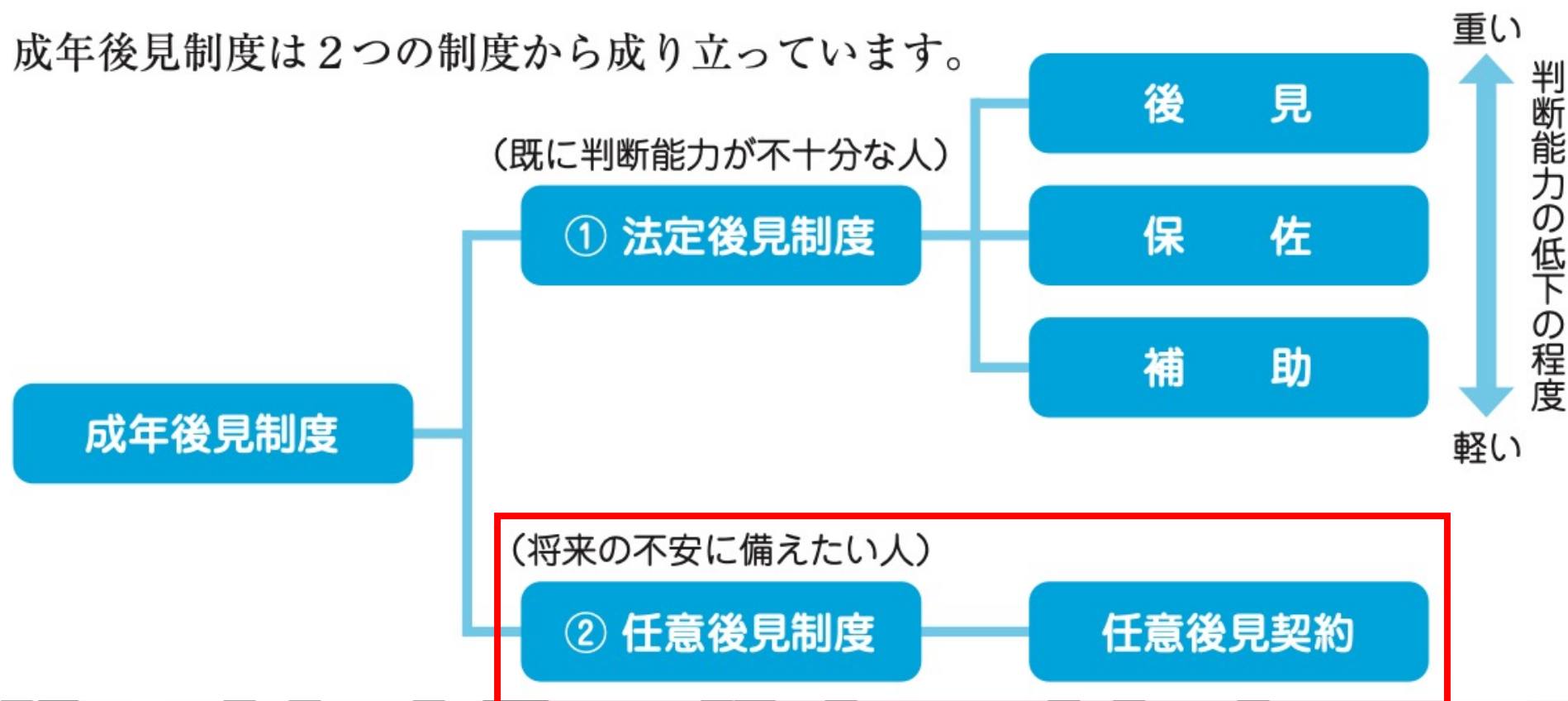
支援機関	コピー割り印	
・後見人候補者		
・入所施設（                      ）		
・医療機関（                      ）		
・地域包括支援センター		
・小諸市高齢福祉課		

\* 病院・入所施設・ケアマネ・  
成年後見人・地域包括支援  
センター・行政（生活保護担当  
・高齢福祉課）が写しを保管し  
ました。

# 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利及び財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

成年後見制度は2つの制度から成り立っています。





# 法定後見制度（後見・保佐・補助）

- 国の法律に基づく制度で、法的効力が強く、信頼性が高い。
- 家庭裁判所による指導、監督が行われる。（不正防止）
- 体が著しく不自由でも、判断力が不十分でなければ利用対象外。
- 申し立てから決定まで数ヶ月を要する。（判断力や親族等の調査）
- 途中で解除することはほぼ不可能。
- 八戸市は市長申し立て以外、費用や報酬の助成が受けられないため、親族申し立ての場合、費用や後見人報酬に関して注意が必要。
- 費用  
    申立費用      約2万円  
    後見人報酬    2万円前後/月    管理財産等による。  
    ※本人死亡により代理権は消滅するが、柔軟に対応する。

# 任意後見制度

- 公証人役場にて公正証書で契約。法的にも高い証拠力があり安心。
- 監督人によるチェック機能がある。その分の報酬も発生する。
- 判断力が低下する前でも、委任契約での支援が可能。(移行型)
- 費用  
公正証書作成料 3~5万円/初回 証書内容による。  
任意後見人報酬 1~2万円/月 契約内容による。  
監督人報酬 5千~3万円/月 管理財産による。

【必要時】

委任契約(後見開始前の支援)  
死後事務委任契約  
※葬祭費用別途

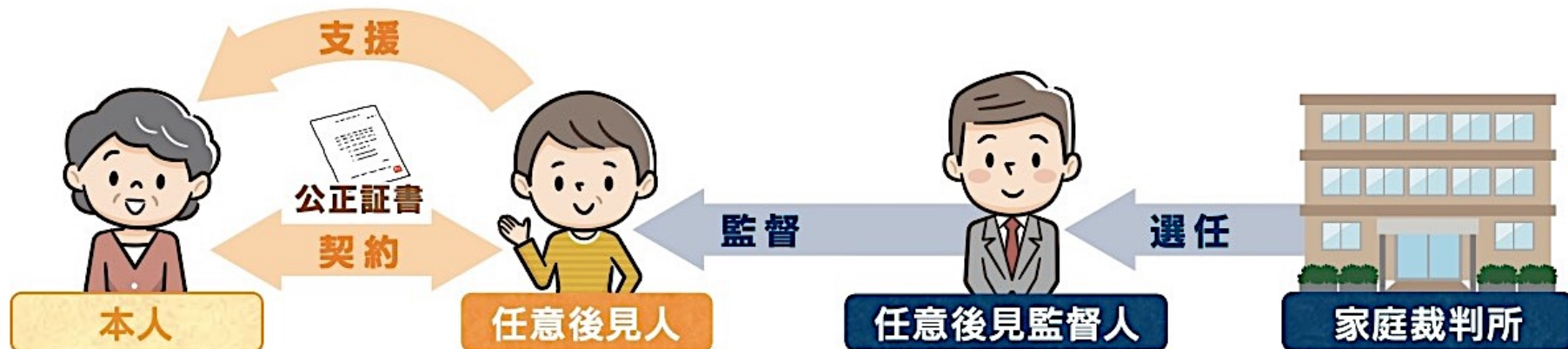
1万円前後/月  
20万円~

# 任意後見制度



本人が元気な時に公正証書で契約、  
公証役場で手続き

## 任意後見人選任までの流れ



将来に備えて、本人が元気なうちから自分で後見人(任意後見人)を選びます。

「だれに」、将来の財産や身のまわりのことなど「どんなことを」頼むか、「自分で決めて」、  
「公正証書で契約(公証役場で手続き)」します。

## 任意後見人の選任条件

- |    |   |
|----|---|
| 期間 | 判断能力がなくなったときに家庭裁判所で手続きを行い、<br>任意後見監督人の選任後、任意後見人は正式に活動します。 |
| 報酬 | 契約の時に決めておきます。   |
| 監督 | 任意後見監督人 ※任意後見監督人の報酬は家庭裁判所が決めます。                           |

## 種類

任意後見制度には、下記3つの種類があります。

### 将来型

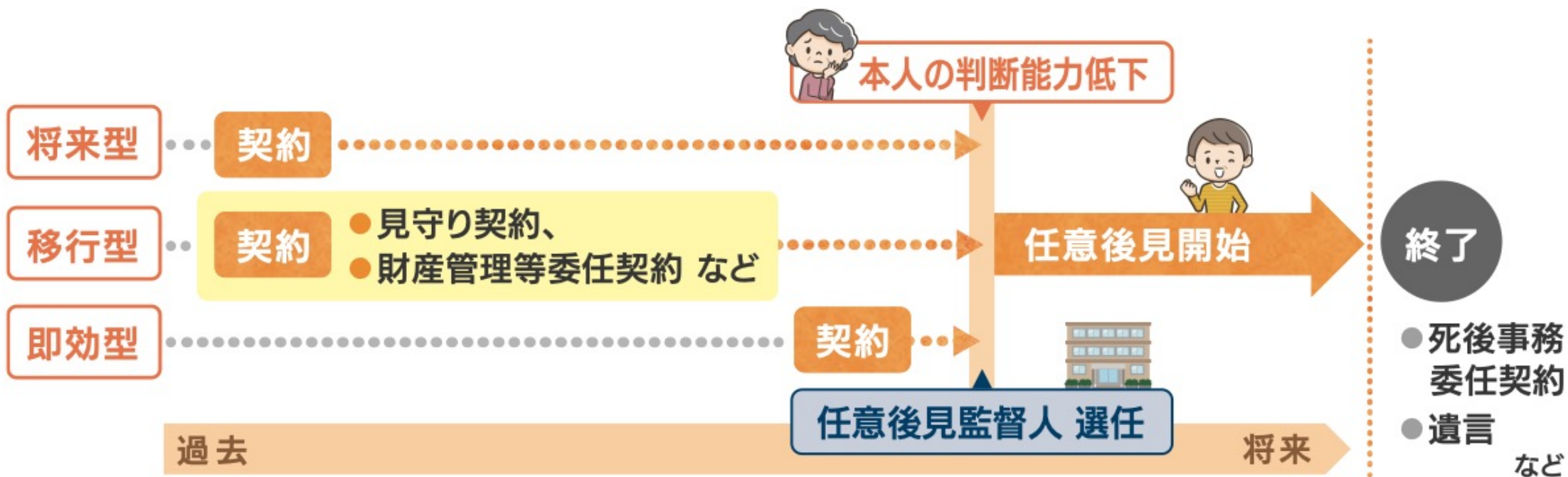
今は何も困ったことはない。将来、認知症などになった時から任意後見人に支援を頼みたい。

### 移行型

本人が元気なうちから、定期的に連絡を取り合ったり、必要時には訪問したりしてもらいたい。いよいよ認知症などになった時から任意後見人として支援してほしい。

### 即効型

本人の判断能力は低下しているが、契約を締結する能力はあるため、任意後見契約を結んだ後、すぐに任意後見人になって支援してほしい。



判断能力がなくなるまでの移行期間(移行型)は見守り契約や財産管理等委任契約などが、死後の事務については(三種類共通)、別途、死後事務委任契約等、関連する契約が必要。(P.6参照)



身寄りがない

頼る人が近くにいない

成年後見人が  
お手伝い致します

認知症や病気になった後の生活が不安。

成年後見  
任意後見契約  
各種委任契約  
福祉相談



一般社団法人 ありま福祉サポート

GENERAL INCORPORATED ASSOCIATION ARIMA FUKUSHI SUPPORT

〒031-0801 青森県八戸市江陽2丁目5-5 FAX: 0178-32-0645

Email: contact@arima-fukusapo.com ホームページ: arima-fukusapo.com



判断能力が低下しても  
福祉専門職の後見人が  
多種多様なケースに対応!

すでに判断能力が低下した方の財産管理や契約手続などをサポートする  
法定後見制度。家庭裁判所が選任し法的に支援する制度です。



身寄りがない、頼れる人がいない。そんな方の判断能力が低下した場合、財産管理や契約行為も自分では出来ません。高齢者だけではなく、知的障害などの障害がある方も身内の死亡などで同様の環境になるケースも多いです。法的な成年後見人がサポートすることで、施設入所や入院を含め本人の権利養護を支え、安心した生活を支援します。

法定後見は管轄の家庭裁判所への申立が必要です。本人の状況に応じて  
「成年後見」「保佐」「補助」の類型に分類されます。  
後見事務の内容は家庭裁判所が定期的にチェック!

【開始までの流れ】

申立・面談

事前に申立書類を準備し  
申立人・後見候補者が  
家庭裁判所で面談。



調査(鑑定)

内容の調査と必要に  
応じて判断能力の鑑定  
(※別料金)を行います。



審判

審判から不服申立期間を  
経て正式に後見人に  
選任されます。



後見開始

申立から約1~2ヶ月で  
(※さらに長い場合あり)  
正式に後見人就任。

【事務内容】

財産管理

契約手続

右ページの任意後見契約と概ね事務内容は一緒です。ただし本人の行った契約行為については類型により取消権が異なります。代理権・同意権なども後見類型の場合全般に付与されるものに対し、保佐・補助類型では条件が異なります。

死後事務

基本的に本人の死亡により後見人の効力は消滅しますが、民法に定める範囲内において家庭裁判所の許可を得て行う場合あり。

申立について

申立については、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人等のほかどなたも該当しない場合、その必要性に応じて市区町村長が申立を行う場合もあります。

【費用の目安】

申立に必要な費用

約 20,000 円

※ただし、鑑定が必要な場合別途費用  
(5~10万円) がかかる場合があります。

申立の留意事項

申立での書類は多数あり、弁護士や  
司法書士等の専門家に依頼する場合  
別途依頼費用が必要になります。

後見人への月額報酬の目安

家庭裁判所が決定し、本人の財産より  
支払われます。目安として施設入所の場合  
月額1万~2万円程度。



# 任意後見契約受任事業

ひとり生活が不安  
元気なうちに頼むこと  
頼む人を決めておきたい



公正証書による「契約」で自身が選任する任意後見人が  
頼みたいことを代理してくれます。委任契約と合わせて未来の安心をサポート！



例えば、判断能力はまだあるけれど、健康上の問題もあり自分で財産管理や契約・手続は大変。この場合、将来のための任意後見契約と一緒に公正証書にて「委任契約」を交わすことが出来ます。お亡くなり後の「死後事務委任契約」も一緒に交わすことで、元気なうちからお亡くなり後まで安心したサポートを受けることが出来ます！

【開始までの流れ】

**初回相談**  
相談料は無料です。  
訪問して内容・希望を  
確認します。

**準備するもの**  
実印、印鑑証明書  
戸籍謄本、住民票謄本  
収入印紙2,600円

**公正証書契約**  
※公正証書への来場が  
困難な場合は公証人が  
訪問も可能(別料金)

**事務開始**  
任意後見契約のみの  
場合は判断能力低下  
時に開始となります

判断能力のあるうちは本人が事務内容をチェックする「委任契約」  
判断能力の低下により「任意後見契約」に移行。  
後見監督人が事務内容をチェック！



【事務内容の例】

**財産管理**

財産調査、収入・支出管理、現金・通帳・権利証・各種証書の保管  
年金・還付金の手続、公共料金等の各種支払、施設利用費・介護サービス・  
医療費等の支払い、賃貸不動産の解約、引き渡しのための物品整理など

**契約手続**

入院時・施設入所時の契約手続、介護・医療サービスの契約手続、  
関係各所との連絡調整、必要時のサービス導入・変更手続、公共料金の解約  
定期訪問による面談・状態の確認、本人の意向確認

**死後事務**

ご遺体の引取、火葬、葬儀、納骨、永代供養などの一連の事務  
遺品整理、処分、原状回復等の一連の事務  
生前の契約債務の支払い・死後費用の精算、残金相続人への引き渡し等

【費用の目安】

公正証書作成手数料(契約時)  
約 **50,000** 円

※委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約  
3つの契約をした場合の合計額の目安です。

月額費用

委任契約 10,000 円～  
任意後見契約 20,000 円～

※事務量によって決定します。

死後事務委任契約 報酬額

**200,000** 円～

※葬儀費、お布施費用は別になります。  
※事務量に応じて協議の上設定致します。

生活困窮者向けの部分的な契約をご希望の際は、別途ご相談願います。



# アーリーマネジメント事業

部分的な委任契約や  
家族向けの代行サポート  
福祉全般の相談援助



制度にとらわれずニーズに応じたサポートを実施！  
アーリーマネジメントは当法人の相談援助の総称です。



例えば、任意後見契約までは必要のない  
怪我や病気などによる一時的な見守りや  
各種手続代行、財産管理委任契約など、  
回復までの限定的な利用も可能です。

【例】手続代行・財産管理などの基本プラン

月額  
**10,000** 円～

※当法人との契約になります。入会金・年会費は無料です。  
※身元保証・連帯保証が必要な場合、債務限度額の金額を  
お預かりさせていただく場合がございます。

家族向けの代行サポートも実施しています。  
役所関係、公共料金、各種契約等の事務手続きなど。



例えば、加齢など体力的な理由で役所  
など必要な場所に行けない、手続きが大変  
で代わりにやってほしいなど。また同行の  
サポートなどにも対応致します。

【例】ひとつの手続きにつき

1回  
**5,000** 円～

※手続の内容・作業量によって料金が変動します。  
※複数箇所訪問が必要な際は別途交通費を頂戴します。  
※同行サポートの際の交通手段はお客様負担となります。

医療や介護の相談、福祉サービスのこと、将来対策としての  
施設や生前整理、各種処分などのご相談にも応じます！



例えば、加齢や病気などで福祉サービス  
が必要になってきたがどうすればよいか  
わからないなど。必要に応じてより適切  
な専門職への橋渡しも行います。

【例】訪問での福祉相談

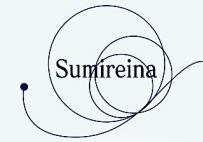
60分  
**5,000** 円(初回相談無料)

※継続支援が必要な場合、その内容に応じて御見積となります。  
※訪問先が遠方の場合は協議の上、別途交通費を頂戴します。  
※内容によっては委任契約等のサービスを提案致します。

上記以外のご相談も受付可能です。お気軽にお問い合わせください。

# 身元保証サービス

- 契約能力あり→身元保証サービス 契約能力なし→成年後見制度(法定)  
ただし、親族と身元保証契約が可能な場合あり。
- 双方の合意があれば、即日契約、即日支援も可能。(即効性)
- 一般的に費用が高額だが、生活困窮者でも利用可能。(軽減措置あり)
- 本人の意思による柔軟な財産管理が可能だが、法的効力は高くない。
- 途中で契約解除可能。(成年後見→原則解除できない)
- 指導監督を行う機関が明確でなく、運営に関する法令もない。
- 費用の例
  - 入会金 20万円/初回
  - 保証料 6千円/月
  - 預託金 約30万円 (未使用時返金) 入院入所の3か月分(万が一の入院・施設費用支払い用)
  - 【必要時】
    - 葬祭費実費 20万円
    - 葬祭納骨報酬 20万円



身元保証・身元引受

株式会社 すみれ一な

医療や福祉、  
生活の様々な場面を  
不自由なく過ごせるために。



身元保証・身元引受 株式会社 すみれ一な

医療法人すみれ会 すみれ内科クリニック内

本部: 〒039-2404 青森県上北郡東北町上北北1-34-103 TEL.0176-56-2221 FAX.0176-56-5699  
八戸営業所: 〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァビル3F TEL.0178-86-1740 FAX.017-771-0065  
リージャス八戸ビジネスセンター307

身元保証専用ダイヤル: 090-3361-9138

事業内容

高齢者の身元保証・連帯保証・生活支援

葬儀・納骨・遺品整理支援

協力事業所と連携による金銭管理・相続・遺言サポート

任意後見サポート

協力事業所: 石動総合会計法務事務所・清水行政書士社会保険労務士事務所  
サンパチ 介護あんしん相談室 社会福祉士事務所

関連施設

医療法人すみれ会 すみれ内科クリニック

住宅型有料老人ホーム

すみれ一な 本館・森川館・舟見町

通所介護事業所

リハビリデイサービス すみれ

訪問介護事業所

すみれ介護相談センター

認知症対応型共同生活介護施設

グループホーム すみれ湖・舟見町

子どもに迷惑をかけたくない方、  
家族や親族がいない方など

親族の代わりに

身元保証事業を  
行います



福祉・介護施設の入居や、病院に入院したりする際には「身元保証・連帯保証人」が必要となります。しかし、身寄りがいない、身寄りが遠方にいたり、頼りたくないといった事情のある方にとって、身元保証人がいないということは大きな壁となります。

そこで、親族に代わって株式会社すみれ一なが、福祉・介護施設への入居、病院への入院の際の、身元保証・連帯保証をします。

また、入居・入院の際の金銭管理や相続・遺言に関するサポート、葬儀・納骨・遺品整理等の手続きや、日常生活・万が一のトラブルが発生した際に生活を支援するサービスも行っております。





## 支援内容について



### 身元保証・連帯保証支援

身寄りがいない高齢者や、家族に迷惑をかけたくないという方に高齢者住宅・施設への入居契約や病院への入院手続き、身元保証、連帯保証をいたします。



### 葬儀・納骨・遺品整理

葬儀・納骨の手配をはじめ、ご家族への連絡も取ります。ご納骨の際も責任を持ってご供養をいたします。また、病院・施設・ご自宅の遺品整理等もいたします。



### 金銭管理・相続・遺言

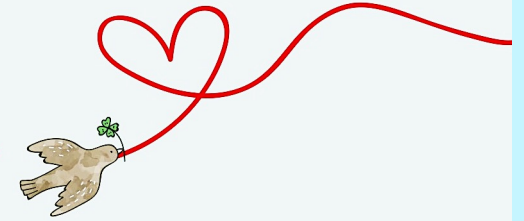
入居・入院の際に、金銭等を協力事業所(弁護士・司法書士等)がお預かりし、会員様に代わって支払手続等を行います。その内容を確認し、会員様にご報告。また、相続・遺言等に関してご相談される際にも同席いたします。



### 生活支援サービス

施設・病院との協議、緊急時の駆けつけ等のサポートを行うだけでなく、家事や買い物同行、役所等への届出、怪我や病気による病院の付き添いなど日常生活を総合的にサポートいたします。

医療や福祉、生活の様々な場面を  
不自由なく過ごせるために。



身寄りがいない生活に不安を抱えていらっしゃる方は、私たちにお任せください。

- ✿ お一人様の場合
- ✿ ご家族・親族が遠方、または疎遠になっている方
- ✿ お知り合いの高齢者を保証人に考えている場合
- ✿ 入院・介護福祉施設をご利用される方



生活保護受給者専用プランもご用意しております

## 入会の流れ

### お問い合わせ・ご相談

ご希望・条件に沿って専門家がご相談に応じます。

### お申込み・ご入会

ご希望のサービスのご契約をし、保証人として調印いたします。(内容の変更等は契約後も見直しが可能です)

### ご利用

ご利用に合わせて支援させていただきます。

身元保証・身元引受 株式会社 すみれ一な お問い合わせ 平日 9:00~17:00

医療法人すみれ会 すみれ内科クリニック内

本 部: 〒039-2404 青森県上北郡東北町上北北1-34-103

TEL:0176-56-2221 FAX:0176-56-5699

八戸営業所: 〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァビル3F

TEL:0178-86-1740 FAX:017-771-0065

リージャス八戸ビジネスセンター307

身元保証専用ダイヤル TEL.090-3361-9138

## 身元保証・連帯保証支援

### 基本料金

入会費 ￥200,000 ※前払いとなります

年会費 一ヵ月 ￥1,000 一年分前払い ￥12,000

保証料 一ヵ月 ￥5,000 一年分前払い ￥60,000

預託金、入院入所の三ヵ月分 最低預託 ￥300,000

生活支援、葬儀支援等、詳細はお気軽にお問い合わせください。  
支払方法は柔軟に対応致します。

予期せぬ体調の変化やトラブルはいつ起こるか分からないものです。  
何か起きた時の連絡先、相談相手として、ご入会をお勧めしています。

# 八戸地域の『身寄り』に関するできごと・考察

実際に経験したできごと	考 察
<p>住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等(以下、有料ホーム等)の入居申込みの際、身元引受人を求められ、不在だと入居可否に不利が生じるため、判断力低下なくとも身元保証サービス等契約が必要となり金銭負担も生じる。</p>	<p>今回紹介した事例やガイドライン参考例のような形で、関係者間で協議し役割分担することで、負担と責任を分散し、身寄りのない人にも柔軟な対応ができるよう合意形成ができないか。また、全国的に「身寄り問題」の相談先がほしいという声もある。明確な相談窓口があれば、本人、ホーム、親族等の不安や負担も軽減されるのではないか。</p>
<p>有料ホーム等では、利用者の不調や転倒等があった際に、家族等へ報告し受診等の相談・対応の同意を得る。報告・同意を得ておかなければ、のちの急変時、責任を問われかねないと感じ、身元引受人を求める必要性が生じている。</p>	<p>地域での合意により、身寄りのない人に関する報告先は家族以外の機関へという取り決めがふつうにならないか。また、当事者である本人に意思確認していないこともあるため、まずは意思決定支援を行うべきではないか。そもそも、身体症状への対応の検討は、身元引受人ありきではなく、まずは医師に相談の上、本人の意思を中心に検討するべきではないか。(事前指示書の活用など)</p>
<p>有料ホーム等では、救急搬送時や入院時、速やかに家族等に病院に来てもらい、引き継ぎし、早くホームの業務に戻らなければならない。身元引受人がいない、または、いても仕事などですぐに駆けつけられないなど、身元引受人、ホーム、医療機関、利用者それぞれに困難が生じている。</p>	<p>現場は人手不足で、特に夜間帯は職員が手薄でケアに支障が出る。病院によっては「家族が来るまで職員にいてほしい」と長時間の待機を求められる。急変時の対応等の事情があると思われるが、本人にしか医療同意権がないことを鑑みると、まずは本人の支援付き意思決定が優先されるべきではないか。それでも困難な場合、ACP(人生会議)によるリビングウィル(事前指示書)やエンディングノートによる意思推定・代行決定の仕組み、地域で構築したガイドラインに沿った各事業者の対応が合意できていれば、身寄りの有無に限らず、緊急時に誰も戸惑わない困らない地域となるのではないか。</p>

# 八戸地域の『身寄り』に関するできごと・考察

実際に経験したできごと	考 察
高齢者が医療機関で新型コロナ予防接種の申込みをすると「直接予約できない、電話でするように」と言われる。身寄りなく、接種券も紛失し、専用電話での諸々の質問を理解できず、再び医療機関へ相談に行くも、再度、電話予約を勧められる。	国の事務や医療機関の業務の事情もあると思われるが、身寄りのない方に限らず、すべての人がスムーズに予約、手続きがとれるような仕組みに改善できないだろうか。また、事業者間での合意形成が図れないだろうか。そのことで、何度も問い合わせた利用者とそれに対応した医療機関の労力とストレスも軽減されるのではないだろうか。
入院中、病院から家族へ「マスクがなくなったので届けてください」「うちの売店で〇〇を買って届けてください」「署名が必要な書類がまだあったので来てください」と毎日のように電話がある。そもそも身寄りのない人にも、困難が生じる。	病院の売店で購入しすぐ先にある受付に届けてほしいという連絡。病院の事情もあると思われるが、消耗品は消耗することがふつうであるため、「身寄り問題」も鑑み、身元引受人がいなくても、補充できる仕組みがふつうにできないだろうか。
居住系施設から、定額給付金の申請書が届いたと身元引受人に連絡がくる。都度申請書を取りに行き、サインをしてポストに投函しなければならない。国は自治会長や施設職員の代理申請を想定している。	国、行政の事務だが、毎回、用紙にサインして返送するという作業は必要だろうか。身寄りのない高齢者がふつうにいることを想定した国や行政の手続きにできないだろうか。また、自力でサインできる高齢者等には意思決定(サイン)できるよう、関係者間で連携し、支援するべきではないか。
デイサービス等から、利用者の発熱や体調不良時、家族へ「すぐ迎えに来てください(今から送り届けます)」等と連絡がくることある。よって身元引受人が必要とある。	事業所内でのさらなる体調悪化や感染拡大の恐れがあることも理解できるが、家族は仕事や他の役割で多忙なことも多い。「身寄り問題」を鑑み「家族による支援」ありきではない、相互に安心できる対応の仕組みを関係者間で構築できないだろうか。

# 『身寄りのない人』の安心のために明日からできること

---

- 支援者だけで、事業者だけで、「身寄り問題」を抱え込まない。利用者の個別課題ではなく、地域課題と捉え、お互いに話し合う。
- 「家族による支援」を当たり前にならない業務の仕組み、地域連携の仕組みづくりを意識する。支援者も事業者も。行政も。
- 「身寄りのない人」の権利擁護と社会保障について、総合的な役割と責任を有する市町村へ、積極的に相談・情報提供し、地域課題として共有、協働していく。

『身寄り問題』でお困りの際はご連絡ください。  
必要な社会資源におつなぎいたします。

ご清聴ありがとうございました。

合同会社エコノモラル

〈居宅介護支援事業所〉  
介護あんしん相談室  
サンパチ  
主任ケアマネジャー

小  
泉  
紀  
之

代表社員

サンパチ

社会福祉士事務所  
サンパチ  
社会福祉士

〒039-1166 青森県八戸市根城七丁目12-21

携 帯：090-7066-3433

E-mail：koizumi@ecomomo38.com

Tel：0178-38-9538 Fax：0178-38-9638



ケアマネジャー新規利用者も募集中！